

# 石川県公報

平成 26 年 12 月 16 日 (火曜日)

号 外

(第 103 号)

目

次

**規 則**

○石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 1

**訓 令**

○石川県麻薬取締員証規程の一部改正 (薬事衛生課) 1

規

則

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県規則第三十五号**

石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則

石川県工業試験場等の手数料に関する規則 (平成十一年石川県規則第十二号) の一部を次のように改正する。別表13の表(1)の項に次のように加える。

三次元造形機 (石膏造形用)	1 時間	1,420円 (造形物 1 立方センチメートル当たり 40円を加算する。)
三次元造形機 (樹脂造形用)	1 時間	1,500円 (造形物 1 立方センチメートル当たり 70円を加算する。)

**附 則**

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

訓

令

**石川県訓令第12号**

健 康 福 祉 部

石川県麻薬取締員証規程 (平成15年石川県訓令第9号) の一部を次のように改正する。

平成26年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

別図身分証 (裏面) 中「第85条第8号」を「第85条第6号、第9号及び第10号」に改め、「第86条第1項第23号」の次に「及び第24号」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成26年12月17日から施行する。

